

児童育成手当 現況届の提出を

対象の方には、6月10日に届出用紙をお送りしました。提出期限を過ぎると、10ヶ月期の手当の支払いが遅れることがありますので、ご注意ください。

【所得制限額】下表のとおり。この制限額は23年6月分の手当から適用し、22年中の所得が制限額以上の場合は手当の対象になりません。

【提出方法】届出用紙に必要な書類を添えて、6月30日までに子ども家庭課育成支援係(〒160・8484歌舞伎町1-4-1、本庁舎2階)☎(5273)4558へ郵送(必着)またはお持ちください。特別出張所・電子申請では受け付けできません。

扶養親族等の数	所得制限額
0人	360万4,000円
1人	398万4,000円
2人	436万4,000円
3人	474万4,000円
4人	512万4,000円
5人	550万4,000円

※扶養親族等の数が1人増えるごとに38万円を加算。

※社会保険料相当分として、一律8万円を所得額から控除できます。そのほか医療費控除等、所得額から控除できるものがあります。

幼稚園保育料等の減免・補助

各園で「お知らせ」と申請書を配布します
〔私立幼稚園は6月中旬以降〕。
【対象】区内在住で幼稚園に通園する満3歳~5歳児がいる世帯(区外の私立幼稚園に通園している方を含む)

※所得制限等があります。詳しくは、「お知らせ」でご確認ください。

木育サポートを募集

木育サポート養成講座

ご自分の予定に合わせて活動できます。

【日時】6月30日(木)・8月22日(木)とも同じ内容

【内容】講義「赤ちゃんにとつての木のおもちゃ」「木育とは」

(浅田茂裕・埼玉大学教授、安梅勲江・筑波大学教授ほか)

【会場・申込み】電話で東京おもちゃ美術館(四谷4-10)(5367)9601へ。各日先着20名。託児はありません。

【活動時間】週1回(月1回程度、午前11時~午後4時)。

【活動場所】東京おもちゃ美術館(四谷4-10)

【費用】木育サポート養成講座料(1日2万円)と託児料(1日1万円)を合算してお支払いください。

【問い合わせ】東京おもちゃ美術館(四谷4-10)(5367)9601へ。各日先着20名。託児はありません。

【活動内容】赤ちゃんとの触れ合い、木のおもちゃの手入れ、美術館の案内、部屋の清掃ほか

【活動時間】週1回(月1回程度、午前11時~午後4時)。

【活動場所】東京おもちゃ美術館(四谷4-10)

【費用】木育サポート養成講座料(1日2万円)と託児料(1日1万円)を合算してお支払いください。

【問い合わせ】東京おもちゃ